士別市長 渡 辺 英 次 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 十 河 剛 志

令和6年度士別市各会計決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度士別市各会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終了したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和6年度士別市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準	参考 令和5年度
実質赤字比率	_	13. 29	20.00	_
連結実質赤字比率	_	18. 29	30.00	_
実質公債費比率	13. 9	25. 0	35. 0	14. 3
将来負担比率	92.6	350.0		98. 3

(2) 個別意見

実質赤字比率については、一般会計において赤字が発生しておらず、良好な状態に あると認められました。

連結実質赤字比率については、一般会計及び特別会計において赤字が発生しておらず、企業会計においても資金不足が発生していない状況にあります。

実質公債費比率については、早期健全化基準(25.0%)を下回る13.9%となっており、概ね良好な状態にあると認められました。

将来負担比率については、早期健全化基準(350.0%)を下回る92.6%となっており、概ね良好な状態にあると認められました。

(3) まとめ

各会計とも赤字がなく健全な範囲内にありますが、これら以外の財政分析指標のなかで、一般会計の経常収支比率が96.9%と前年度より0.7ポイント増加し、財政運営は依然として厳しい状況であることから、「行財政運営戦略」及び「財政健全化実行計画」に基づいた行財政改革の推進に努められるよう求めます。

健全化判断比率算定表

健全化判断基準	比率(%) 令和6年度	算
実質赤字比率	_	$-$ 般会計等の実質赤字額 = 繰上充用額+ (支払繰越額 + 事業繰越額) $-$ (歳計剰余額 + 繰越に係る未収入特定財源) $\times 100$ 標 準 財 政 規 模 $R6 = \frac{0 \text{円} + (0 \text{円} + 78,871 \text{千円}) - (70,581 \text{千円} + 75,332 \text{千円})}{10,288,911 \text{千円}} \times 100 = \triangle 0.65 (負の値)$
連結実質赤字比率		連結実質赤字額 = (イ + ロ) - (ハ + ニ)
実質公債費比率 ※()内は単年度の 実質公債費比率	13.9 (13.2)	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ※100 の3年度間の平均値 R6= (2,663,206千円 + 522,724千円) - (161,136千円 + 1,910,721千円) 10,288,911千円 - 1,910,721千円 ※100 = 13.29729
将来負担比率	92.6	将来負担額 $-$ (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模 $-$ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 $R6 = \frac{29,841,076千円 - (3,212,757千円 + 1,286,833千円 + 17,576,555千円)}{10,288,911千円 - 1,910,721千円} \times 100 = 92.68$

- 注 1 比率が算定されない(負の値)場合は「一」の表示としている。 2 標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

令和6年度士別市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位:%)

会	会 計 名	資金	全 不 足 」	北 率
	会 計 名	令和6年度	経営健全化基準	参考 令和5年度
V.1.	水道事業会計	_	20.0	_
法適品	下水道事業会計	_	20.0	_
用	病院事業会計	_	20.0	_

※法適用の「法」とは地方公営企業法のことをいう。

(2) 個別意見

水道事業会計については、財務の短期流動性を示す流動比率は65.9%、下水道事業会計については、33.5%と100%を下回り低い水準となっています。いずれも資金不足にはない状況であるものの、一時的な支出に一時借入金を活用しており資金管理に注意が必要な状況であると考えます。

また、病院事業会計についても流動比率は77.2%と、前年度から45.4ポイント減少し低い水準となっています。資金不足については、一時借入金の活用により生じていませんが、借入金の返済を翌年度に繰り越すなど、資金繰りは厳しい状況となっています。

(3) まとめ

水道事業会計及び、令和6年度から地方公営企業法の全部適用となった下水道事業会計については、令和6年度決算において純利益を計上したものの、経営環境は今後も厳しさを増すことが予想されるため、引き続き各経営戦略に基づいた、経営基盤強化に向けた取り組みの推進が重要であると考えます。

また、病院事業会計は、前年度より純損失が増加し、大変厳しい経営状況となっています。地域医療を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、引き続き「経営強化プラン」に基づく経営改善に向けた取り組みに努められるよう求めます。

公営企業会計等資金不足比率算定表

会 計 名	比率(%)	算
	令和6年度	
水道事業会計	-	資金不足額 = (流動負債の額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産の額) - 解消可能資金不足額事業の規模=営業収益の額 - 受託工事収益の額R6= $\frac{(51,525+円+14,149+円-189,228+円)-0円}{406,893+円-5,549+円} = 資金不足額なし(負の値)$
下水道事業会計	_	<u>資金不足額 = (流動負債の額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産の額) - 解消可能資金不足額事業の規模=営業収益の額 - 受託工事収益の額 </u>
病院事業会計	l	<u>資金不足額 = (流動負債の額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産の額) - 解消可能資金不足額事業の規模=営業収益の額 - 受託工事収益の額 </u>

- 注1 分子の解消可能資金不足額は資金不足額がある場合算入するが、資金不足がない場合は算入していない。

 - 2 比率が算定されない(資金不足がない)場合は「一」の表示としている。 3 公営企業会計の流動負債の額は、平成26年度地方公営企業会計制度改正を踏まえた企業債を控除した金額となっている。